RIKKEN MINSHU 号外
立憲民主編集部
〒102-0093
東京都千代田区平河町
2-12-4 ふじビル３F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302
goiken@cp-japan.net
http://cdp-japan.jp/
立憲民主 The Constitutional Democratic Press

なんの 南野けいすけ議会報告

https://keisuke-nanno.com/　090-1911－4306

貝塚市パートナーシップ宣誓制度特集

ホームページ

貝塚市パートナーシップ宣誓制度９月スタート

貝塚市では、独自に貝塚市パートナーシップ宣誓制度を九月一日から開始します。

この制度は、一方または双方が性的マイノリティ（性的少数者）で、人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約束し、その二人からパートナーシップの宣誓があった場合、宣誓書受領証を交付することにより、市が公的に証明するものです。

宣誓制度は婚姻と同等の法律上の権利があることを証明するものではありませんが、一定の範囲で婚姻関係や事実婚と同様のサービスを受けられる場合があります。

私はこの間、当事者の皆様と懇談を持ったり、意見交換を行い当事者の立場に立った仕組みづくりをめざして、幾度となく議会質問を行いました。

時に同僚議員にゆだねたこともありましたが、着実に進めてきました。

《議会での質疑》

令和２年第１回定例会
代表質問の南野敬介議員

◎平成二十九年第四回定例会
「性的マイノリティ支援について」一般質問

◎平成三十年第四回定例会
「同性パートナーシップ制度について」（監査委員に就任時の為同僚議員へ委ねる）

◎平成三十一年第一回定例会
「同性パートナーシップ制度について」会派代表質問

◎令和元年第三回定例会
「同性パートナーシップの導入について」一般質問

◎令和二年第一回定例会
「（府の）ＬＧＢＴ条例と貝塚市同性パートナーシップ制度について」代表質問

度重なる質問の中で実現に向けた取り組みもスタートし令和二年九月に制度がスタートします。

※（府の）ＬＧＢＴ条例・・・
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を令和元年十月に施行し性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくし、当事者が抱える課題の解決に向けて、性の多様性に関する理解を深める施策に取組んでいます。

《パートナーシップ宣誓制度》

宣誓の要件

・双方が成年に達している事。
※ただし、令和四年には成年が一八歳と規定される予定。それまで間、一定の条件をもとに一八歳以上も認められます。

・少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内へ転入を予定していること。

・双方に配偶者がないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

・双方が民法（明治二十九年法律第八九号）第七三四条及び第七三五条の規定により婚姻をすることができないこととされている者同士の関係にないこと。
※七三四条「近親者間の婚姻の禁止」
七三五条「直系姻族間の婚姻の禁止」

手続き方法

・宣誓日時の事前予約
宣誓を予定している日の七日前までに事前予約が必要必要書類なども説明します。

・パートナーシップの宣誓
必要書類を確認後、お二人で宣誓書により宣誓

・受領証の交付
宣誓書の写し受領証交付

《問合せ先》人権政策課
電話四三三一七一六〇

今回宣誓を受けられた方は、現段階で以下の事に利用できます。

《宣誓された方は》

市営住宅の入居

貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けたかたは、事実上婚姻関係と同様の事情にある者として市営住宅の入居者募集に申込むことができます。

《問合せ先》建築住宅課
電話四三三一七二一〇

貝塚市若年世帯等定住促進補助金制度

貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた四〇歳未満のかたも、交付要件を満たせば制度の対象になります。

《問合せ先》
まちづくり課
電話四三三一　七二一四

貝塚病院の面会

貝塚病院では、小児科の患者さんやインフルエンザ流行期などは、面会の際、ご家族のみに制限させていただく場合がありますが、貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けたかたも、ご家族として面会いただくことができます。

《問合せ先》
貝塚病院医事課
電話四二二一　五八六五

現段階では、以上の施策が対象となっていますが、今後広がりをみせるよう様々な取り組みにつなげたいと考えています。

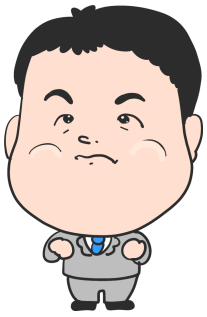

駅でのご挨拶再開

昨年末より広がりをみせている「新型コロナウィルス感染症」拡大防止の為、しばらく、毎週二回の駅で挨拶は自粛していましたがこの度再開いたしました。

無理をせず拡大防止を図りながら続けたいと思っています。

南海貝塚駅西口にて朝のご挨拶

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

ひとり親世帯のかたへ

ひとり親世帯臨時特別給付金

ひとり親世帯に対して、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

【基本給付】

●対象

①令和２年６月分の児童扶養手当の支給を受けているかた（児童扶養手当法に定める「養育者」含む）

②公的年金など（※１）を受給しており、令和２年６月分の児童扶養手当の支給が全額停止のかた（※２）

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給水準となっているかた

（※１）遺族・障害・老齢・労災年金、遺族補償など

（※２）既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けているかただけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和２年６月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測されるかたも対象です。（所得額が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限る）

●給付額

１世帯５万円、第２子以降１人につき３万円

【追加給付】

●対象

上記①②に該当するかたのうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少したかた

●給付額

１世帯５万円

◆いずれも

●申請

上記①のかたは、基本給付は申請不要、追加給付のみ申請が必要です。上記②③のかたは、申請が必要です。申請用紙は子ども福祉課窓口にあります。詳しくはお問合せください。

●締切

令和３年２月26日（金）

申請・問合せ先　子ども福祉課☎072－433－7021

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン展開中

大阪労働局、各労働基準監督署は、職場における熱中症による死亡ゼロを目指して、９月30日までの間キャンペーンを展開しています。

熱中症は、屋外の炎天下での作業中に発生すると思われがちですが、屋内作業場でも発生しています。

また今年は新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。

外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、より一層の職場での熱中症予防の徹底が必要です。

職場での熱中症を予防するためのポイント

・暑さの指数（WBGT値）を測定し、指数に応じた対策をとりましょう

・冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう

・作業時間の短縮や、こまめな休憩をとりましょう

・のどが渇いていなくても定期的に水分、塩分をとりましょう

・異常を感じたら気軽に申し出ることができるようにしましょう

・異常の申し出があったらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう

◆新型コロナウイルス感染症予防対策（外出機会の減少、マスク着装など）への対応として、今年は特に水分・塩分補給の徹底と放熱効果の高い服装や装備の活用をしましょう。

問合せ先　岸和田労働基準監督署　安全衛生課☎072－498－1013

国民健康保険被保険者のかたへ

保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯の保険料を減免します。

●対象

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入の減少が見込まれる世帯

●要件

世帯の主たる生計維持者について、①～③のすべてにあてはまること

①事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額があるときは当該金額を控除した後の額）が前年の当該事業収入などの額の10分の３以上の額であること

②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

●対象保険料

納付期限が令和２年２月１日～令和３年３月31日までの保険料

●申請

申請書（ホームページからダウンロード可）を郵送か窓口へ

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送申請を推奨します

●申請に必要なもの

減免申請書、収入状況申告書、収入減少がわかる書類の写し、印鑑（朱肉を使用するもの）

●締切

令和３年３月31日（水）

申請・問合せ先　国保年金課☎072－433－7271

傷病手当金

国民健康保険被保険者（給与などの支払いを受けているかたに限る）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間の傷病手当金を支給します。

●支給期間

令和２年１月１日～９月30日の間で、労務に服することができなかった日より起算して３日を経過した日から、就労を予定していた日数

●支給額

支給額＝（直近の継続した３カ月間の月間給与収入の合計額÷就労日数）×２/３×支給期間の日数

●申請

申請書（ホームページからダウンロード可）を郵送か窓口へ

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送申請を推奨します

●申請に必要なもの

国民健康保険証、傷病手当金支給申請書（世帯主・被保険者・事業主・医療機関用すべて）、振込口座がわかる通帳などの写し、印鑑（朱肉を使用するもの）

●締切

労務に服することができなくなった日の翌日から起算して２年

申請・問合せ先　国保年金課☎072－433－7273

農業者のかたへ

高収益作物次期作支援交付金（農林水産省事業）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた高収益作物（野菜・果樹・花き・茶）の次期作に前向きに取り組む農業者を支援します。

申請方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請・問合せ先　貝塚市農業再生協議会事務局（農林課内）☎072－433－7380

新しい生活様式

←
左記の新型コロナウイルス感染症に関する支援策のページです

生活相談・まちの相談・人権相談
南野けいすけ
090-1911-4306

ブログ　貝塚市議南野 fadcebook　南野けいすけ fadcebook　ツイッター　インスタグラム　タイムライン　LINE@